

大規模災害時における支援活動に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と山口県建設労働組合小野田支部（以下「乙」という。）は、山陽小野田市で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労働力、知識及び建設資材（以下「労働力等」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑にかつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 この協定において「大規模な災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めたもの

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力等の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援活動を実施する。

- (1) 避難所等の設営に係る工作物の設置及び避難所、市営住宅等の軽微な補修、復旧等、甲の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- (2) 市民に対する住宅修理相談等の実施
- (3) 乙が覚知した被害情報の提供
- (4) その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(活動に伴う費用)

第6条 この協定に基づく支援活動に要した費用のうち、人件費、交通費、燃料費等の諸経費については無償を基本とする。ただし、建設資材の供給に要した経費については、災害発生直前の小売価格を基準とし、甲乙協議の上決定する額を甲が負担するものとする。

(支援活動を実施する組合員の証明)

第7条 支援活動を実施する組合員は、組合員と識別できる標章等を携帯して、支援活動に従事するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月20日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛 二

乙 山陽小野田市日の出三丁目11番21号
山口県建設労働組合小野田支部
支 部 長 青 木 保